

# 教職員の懲戒処分の公表基準について

## 1 公表の内容

(1) 公表する内容は、原則として次のとおりとする。

処 分 量 定	公 表 す る 内 容
免職、停職(飲酒運転を行った場合に限る)	全てを公表(学校名、氏名、職名、年齢、性別、処分理由等)
停職(飲酒運転を行った場合を除く)、減給、戒告	校種、地域、職名、年齢、性別、処分の量定及び理由

(2) 公表の例外

- ① 教職員の懲戒処分に関し、次に掲げる事情があるときは、被害者その他関係者の人権に配慮して、その処分内容の全部又は一部を公表しないことができる。
  - ・ 被害者その他関係者が公表しないことを求めているとき
  - ・ 被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護する必要があるとき
- ② 氏名等の一部を公表しない停職等の懲戒処分に該当する処分であっても、重大な法令違反を犯したことにより当該懲戒処分を受けた教職員の氏名等については、原則として公表するものとする。ただし、上記の①に掲げる事情があるときは、この限りでない。

(3) その他

管理監督の地位にある教職員の監督責任に係る処分の公表内容については、当該監督責任に係る処分量定にかかわらず、当該監督責任を引き起こした原因となる違法行為等により懲戒処分を受けた教職員の上記の(1)の表に掲げる処分量定を基準とし、原則としてその処分量定ごとに区分された公表する内容と同様(上記の(2)を含む。)のものとする。